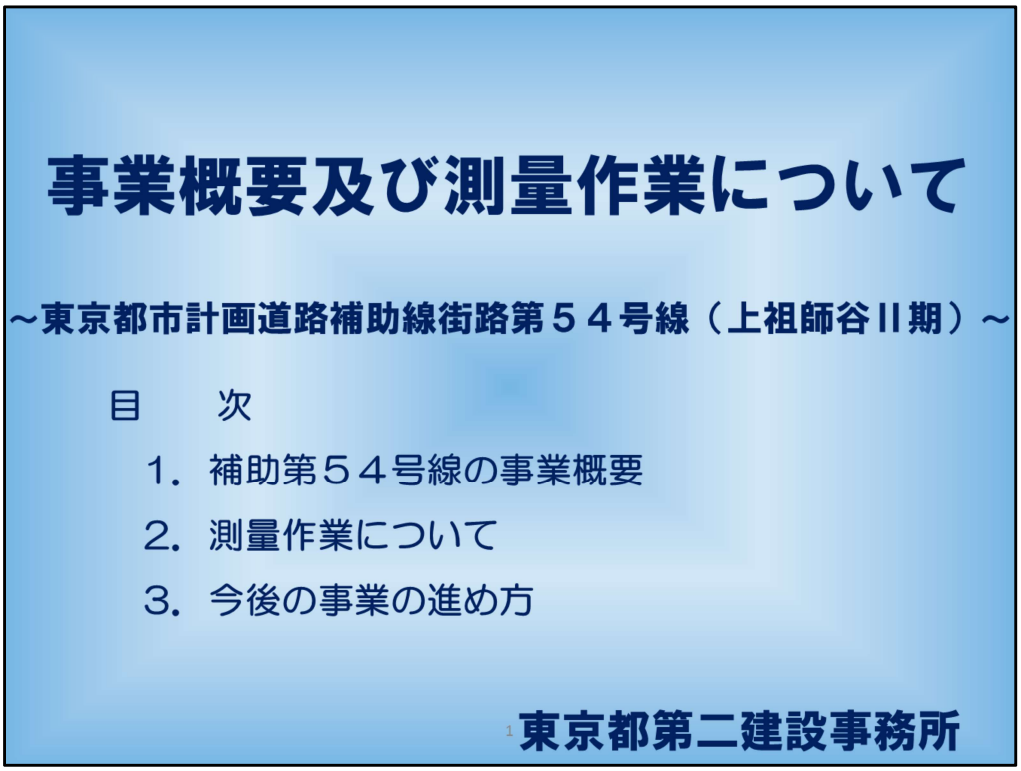


○それでは、東京都市計画道路補助線街路第５４号線（上祖師谷Ⅱ期）区間整備事業の概要について、ご説明させていただきます。▼

○まず最初に、補助第５４号線の事業概要についてご説明いたします。

○本路線は、渋谷区富ヶ谷二丁目を起点とし、世田谷区上祖師谷五丁目に至る延長約９．０㎞の都市計画道路です。

○東京都では世田谷区上祖師谷四丁目地内から同区上祖師谷五丁目地内の延長約４１０m区間について、幅員１５mに拡幅する道路整備を予定しております。

○なお、事業予定区間は平成２８年３月に策定した「東京都における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」において優先整備路線に位置づけられています。
（https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/tokyo/iken_kohyo.html） ▼

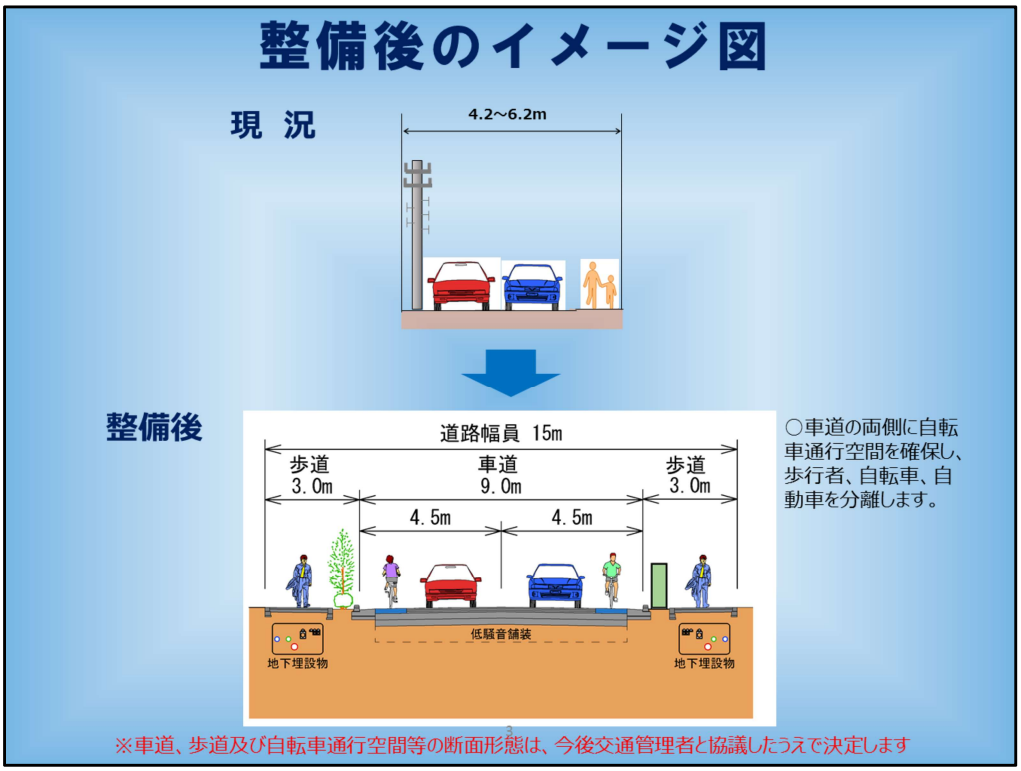


○次に、整備の方針についてご説明いたします。
○この図面は、計画道路の断面図で、道路の幅や構成について示したイメージ図です。

○まず、全体の道路幅は１５ｍです。
○車道部分は、片側１車線、往復２車線です。

○歩道を整備し、歩行者のための空間を自転車や自動車利用空間と分離することにより、安全で快適に利用できる道路を整備していきます。
○歩道部分は、両側にそれぞれ３．０ｍの幅で計画しています。

○また、電線類を地中化することにより、歩道幅員を十分に確保し、誰もが通行しやすい、安全で快適な歩行空間の創出と、景観の向上を図ります。

○併せて、図のように歩道部に街路樹を植え、道路の緑化を図ります。

○なお、車道、歩道及び自転車通行空間等の断面形態は、今後交通管理者と協議したうえで決定してまいります。▼

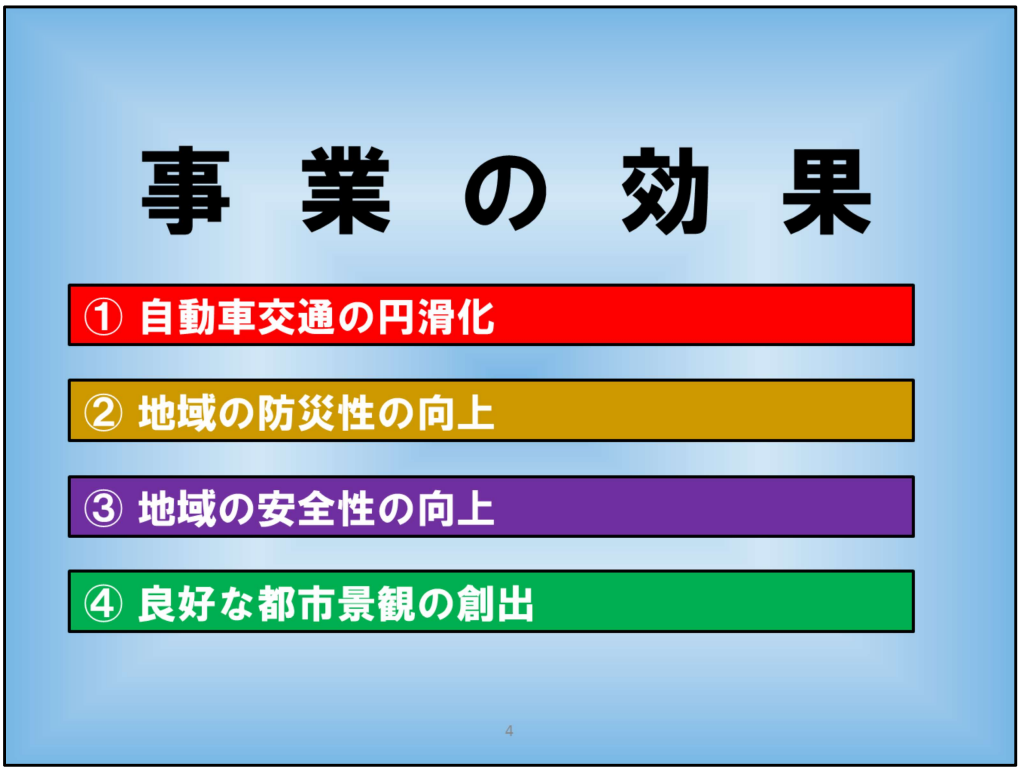


○次に、この事業の効果について、ご説明いたします。

○事業の効果としては、説明会パンフレットにも記載しておりますが、大きく４つ挙げています。
・１点目は、「**自動車交通の円滑化**」
・２点目は、「**地域の防災性の向上**」
・３点目は、「**地域の安全性の向上**」
・４点目は、「**良好な都市景観の創出**」
が事業の効果として挙げられると考えております。

○これらの効果の内容につきまして、ひとつずつ、ご説明いたします。　▼

○まず１つ目の効果、「**自動車交通の円滑化**」についてご説明します。

○左側の写真は、現在の「上祖師谷五丁目付近」の状況です。
現在は幅員が４～６mと狭く、自動車と歩行者の分離が図られていません。

○右側の写真は、「千歳台六丁目付近」の整備済区間の状況になります。

○幅員１５mの道路ですが、車道の両側に自転車通行空間を確保し、歩行者、自転車・自動車を分離します。

○片側４．５mの車道（自転車通行空間を含む）が整備されることにより、地域の道路ネットワークが強化されます。▼

## ①自動車交通の円滑化

●本道路が整備されることにより、都道118号線など既存道路の交通が分散され、地域の交通混雑緩和が図られます。

**都道１１８号線（上祖師谷四丁目付近）**

○都道１１８号線は道路が狭く、歩行者のための空間が近接し、車の走行において危険な状況が見受けられます。

6

○こちらの写真は、「上祖師谷四丁目付近」の都道１１８号線の状況です。
現在は多くの通過交通車両が都道１１８号線に流入するため、特に朝夕は慢性的な混雑が発生しています。

○本道路が整備されることにより、都道１１８号線など既存道路の交通が分散され、地域の交通混雑緩和が図られます。 ▼

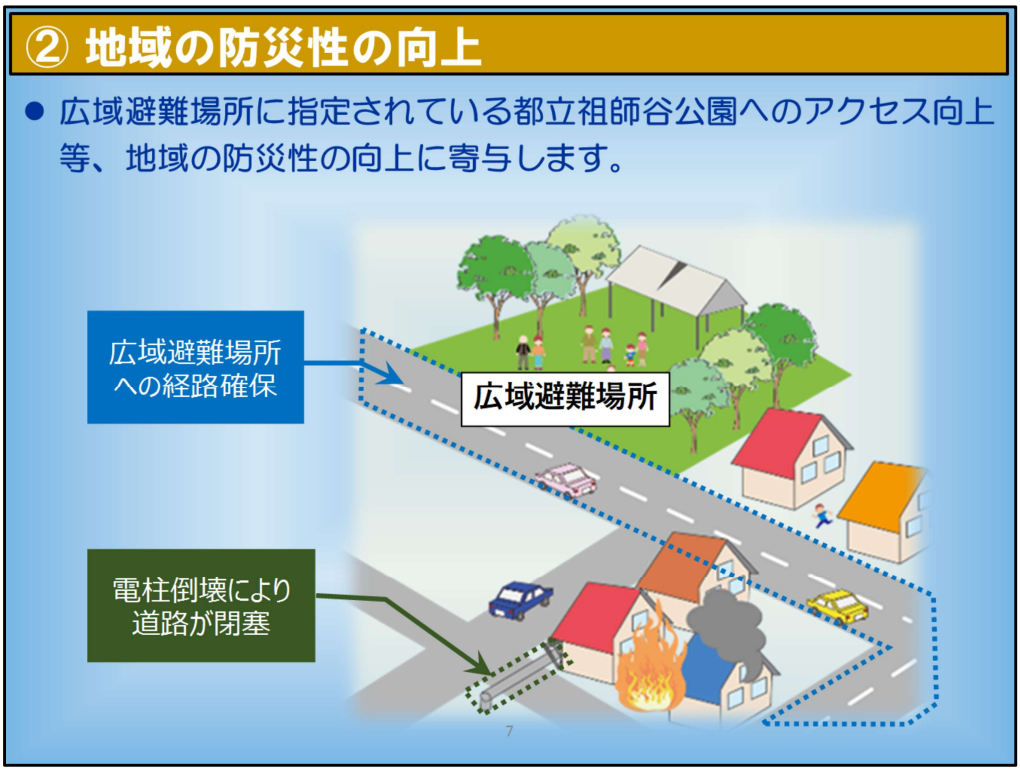


○２つ目の効果、「**地域の防災性の向上**」についてご説明いたします。

○上祖師谷四丁目は、広域避難場所として都立祖師谷公園が指定されていますが、補助第５４号線の整備により、都立祖師谷公園へのアクセス性が向上します。

○広幅員の道路が整備されることにより、円滑な救援・救護活動が可能となるなど、地域の防災性の向上に寄与します。▼

## ② 地域の防災性の向上

- 電線類を地中化することにより、震災時等の電柱倒壊による道路閉塞を防ぎます。

**平成30年台風第21号(大阪府泉南市)**　出典）国土交通省

○平成30年９月に大阪府で起きた台風では多くの電柱が倒壊し、大規模な停電被害が発生しました。
○電線類の地中化を行うことで、震災や台風による電柱倒壊に伴う道路閉鎖を防ぎ、災害時の救急救命活動など、地域の防災性が一層向上します。

○こちらの写真は、平成３０年９月の大型台風により、多くの電柱が倒壊した、大阪府泉南市の状況です。

○電柱の倒壊により、車の通行が不可能な状況が見られます。台風だけでなく、震災時等に電柱倒壊により道路が閉塞すると、避難や救急対応などに大きな影響が発生します。

○電線類の地中化を行うことで、震災や台風による電柱倒壊に伴う道路閉鎖を防ぎ、災害時の救急救命活動など、地域の防災性が一層向上します。

○３つ目の効果、「**地域の安全性の向上**」についてご説明いたします。

○左側の写真は、現在の「上祖師谷五丁目付近」の状況です。
現在は幅員が４～６ｍと狭く、自動車と歩行者の分離が図られていません。

○右側の写真は、「千歳台六丁目付近」の整備済区間の状況になります。

○３ｍの歩道を整備することにより、歩行者、車椅子、ベビーカーなど、地域の皆さまが安全・安心に通行できるようになります。

○また、歩行者のための空間を自転車や自動車利用空間と分離することにより、交通事故の危険性が低減されます。▼

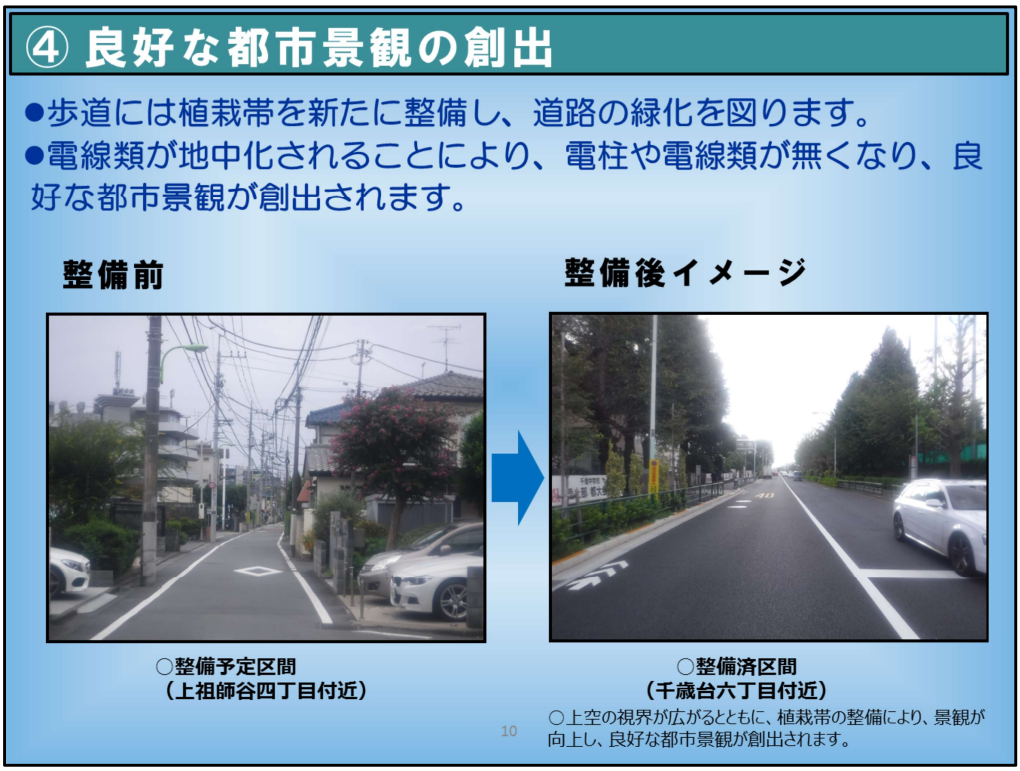


○４つ目の効果、「**良好な都市景観の創出**」についてご説明いたします。

○左側の写真は、「上祖師谷五丁目付近」の現道の状況です。
沿道には多くの電柱が立ち、電線も張りめぐらされています。

○右側の写真は、「千歳台六丁目付近」の整備済区間の状況になります。

○歩道には植栽帯を新たに整備し、道路の緑化を図ります。

○また、電線類が地中化されることにより、視線をさえぎる電柱や電線類が無くなり、良好な都市景観が創出されます。

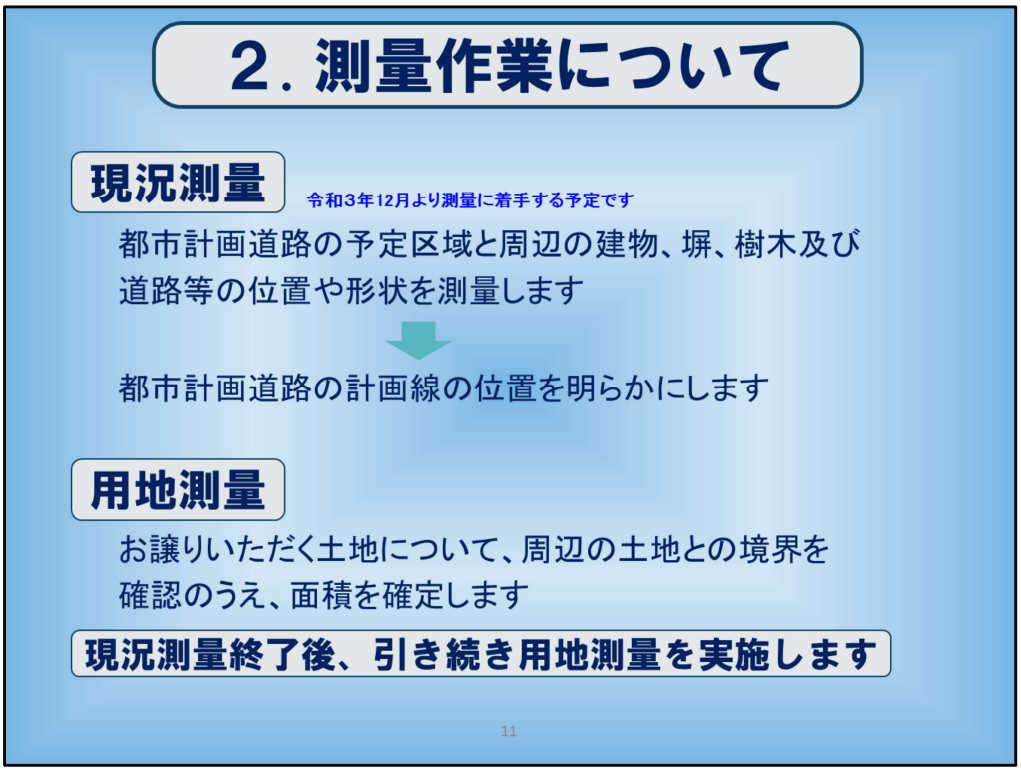


○次に、**「測量作業」**についてご説明いたします。

○測量作業は大きく分けて**「現況測量」**と**「用地測量」**がございます。

○**「現況測量」**は都市計画道路の予定区域と周辺の建物、塀、樹木及び道路等の位置や形状を測量します。
その測量成果を基に、都市計画道路の計画線の位置を明らかにします。

○**「現況測量」**は令和３年１２月より着手する予定です。

○**「用地測量」**はお譲りいただく土地について、周辺の土地との境界を確認のうえ、面積を確定します。

○それぞれの測量について、詳しくご説明します。▼

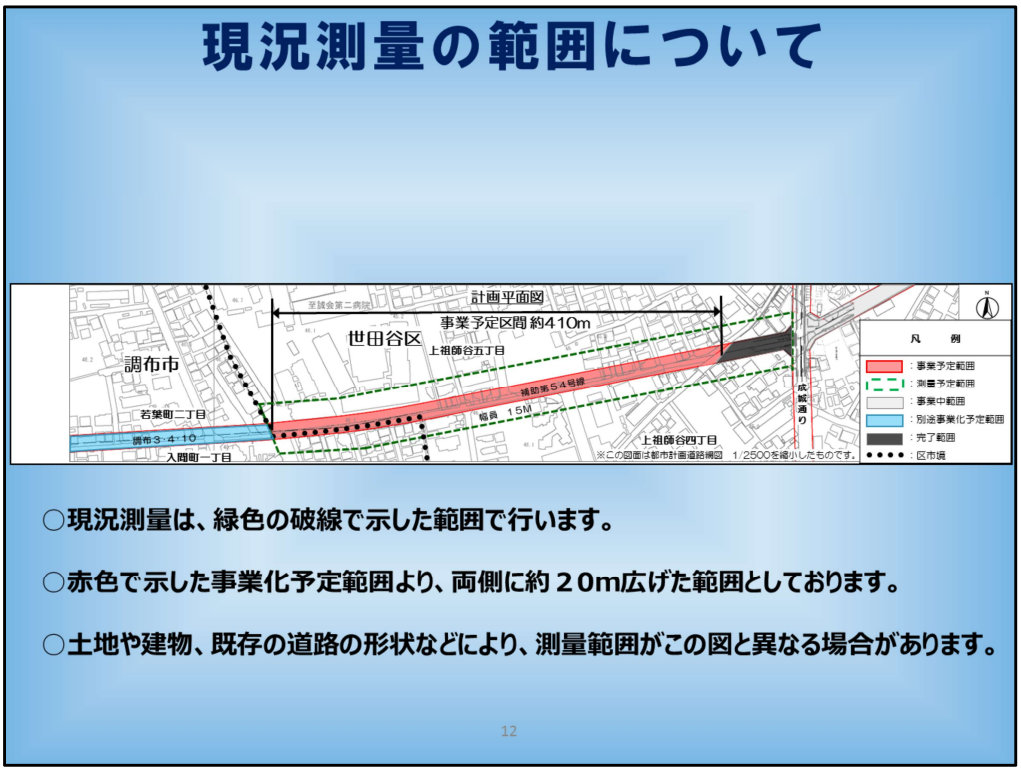


○現況測量は、**緑色の破線（　　）**で示した範囲で行います。

○西側は調布市境付近から東側は成城通り付近までとなります。

○**赤色（　　）**で示した事業化予定範囲より、両側に約２０m広げた範囲としております。

○測量予定範囲は、本日、お配りしました「事業概要及び測量作業のご案内」でも、ご確認していただけます。

○なお、土地や建物、既存の道路の形状などにより、測量範囲がこの図と異なる場合があります。▼

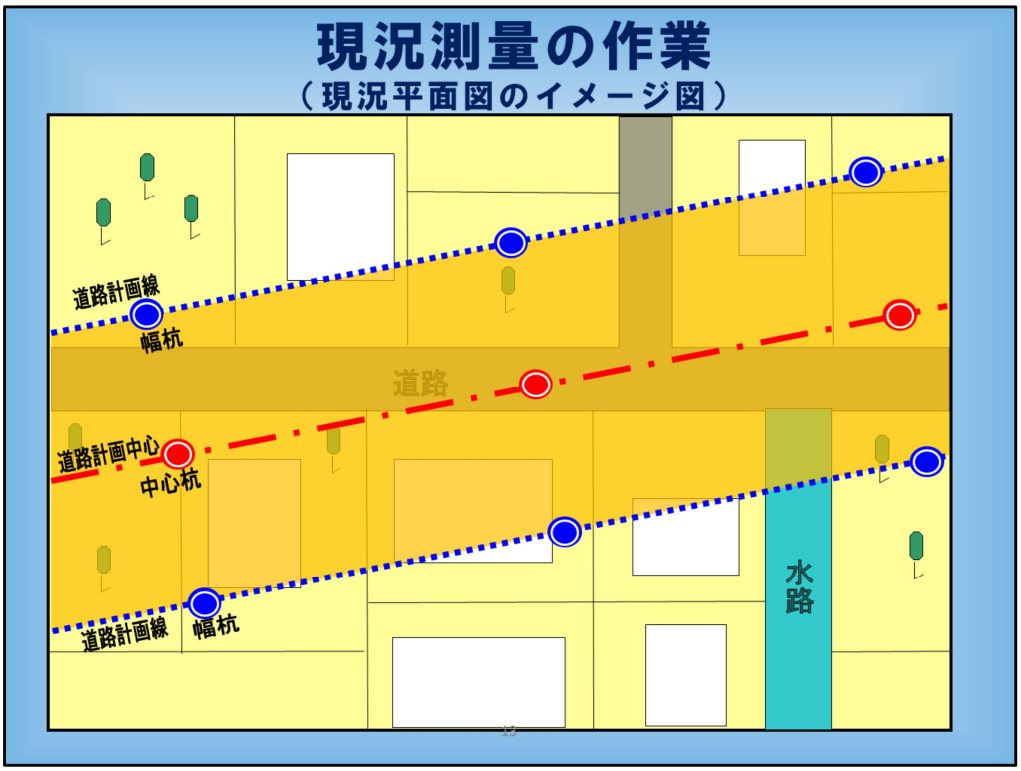


○「**現況測量**」の作業についてご説明いたします。

○こちらは、現況測量によって作成される現況平面図のイメージ図です。

○<u>皆さまの土地や建物、道路などの位置を表した現況平面図を作成し</u>、そこに道路計画線を重ねることで、計画道路と皆さまの土地や建物などとの、位置関係が明らかになります。

〇道路計画線を**青色の点線（……）**で表しています。
また、中心線を**赤色の一点鎖線（－・－・－・）**で表しています。
そして、**青色の点線**に挟まれた、**オレンジ色**で塗られた部分に道路がつくられることになります。

○これらの線に沿って、２０m間隔に中心杭や幅杭を設置します。
上図で表している**青丸（◉）**が幅杭、**赤丸（◉）**が中心杭です。

○中心杭や幅杭は、建物などがある場合は設置しません。
なお、この幅杭及び中心杭の設置にあたりましては、該当する土地所有者等の皆様のご了解を得たうえで設置いたします。

○以上が、現況測量の作業の説明となります。▼

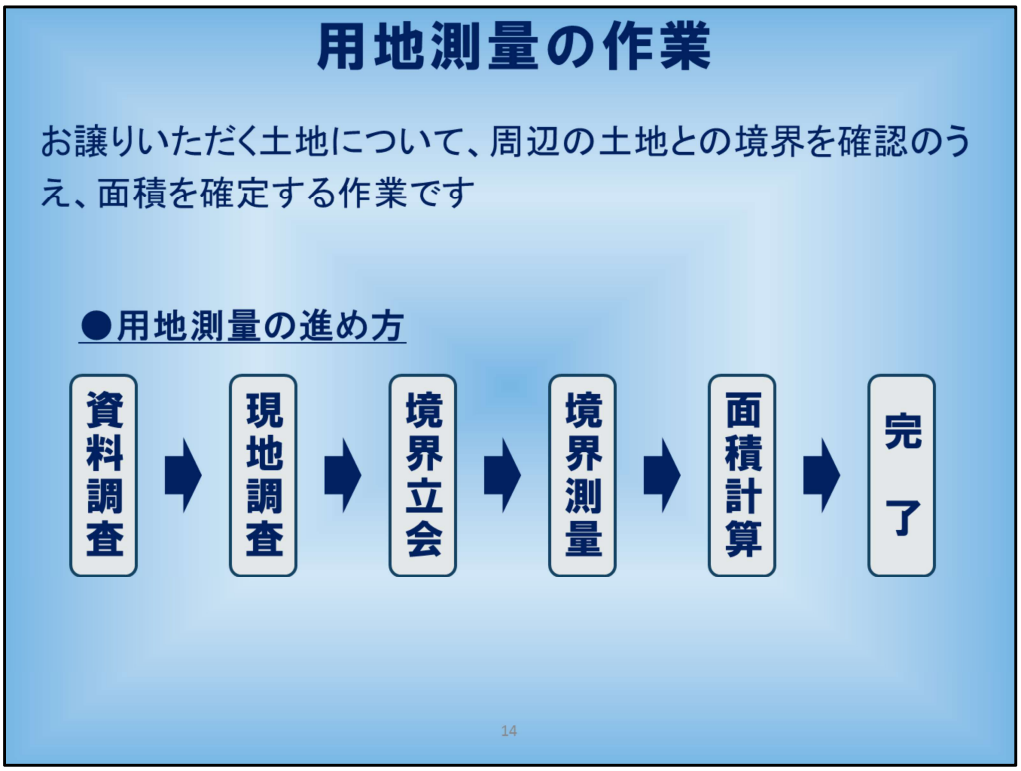


○続きまして、**「用地測量」**の作業についてご説明いたします。

○用地測量は、道路として譲っていただく土地の面積を求めることを目的としています。
道路を整備するために必要な土地、すなわち、計画道路がかかる土地について、隣接する土地との境界を確認し、道路予定地部分の面積を確定させます。

○用地測量の流れについてですが、

- 初めに、**「資料調査」**を行います。
  土地の境界に関する資料等を道路管理部署や法務局などで調査します。
- 次に、**「現地調査」**を行います。
  これは、境界立会に先立ち、現地の状況を把握する作業です。
- そして、土地所有者および隣接する土地所有者の皆様に、**「境界立会」**をお願いいたします。現地で土地境界を確認していただき、ご異存がなければ、立会証明書に署名・捺印をお願いいたします。
- その後、**「境界測量」**を行います。
  これは、境界立会でご確認いただいた境界の位置を測量する作業です。
- 最後に、対象となる土地の**「面積計算」**を行い、完了となります。

○**「境界立会」**と**「境界測量」**について、詳しく説明していきます。▼

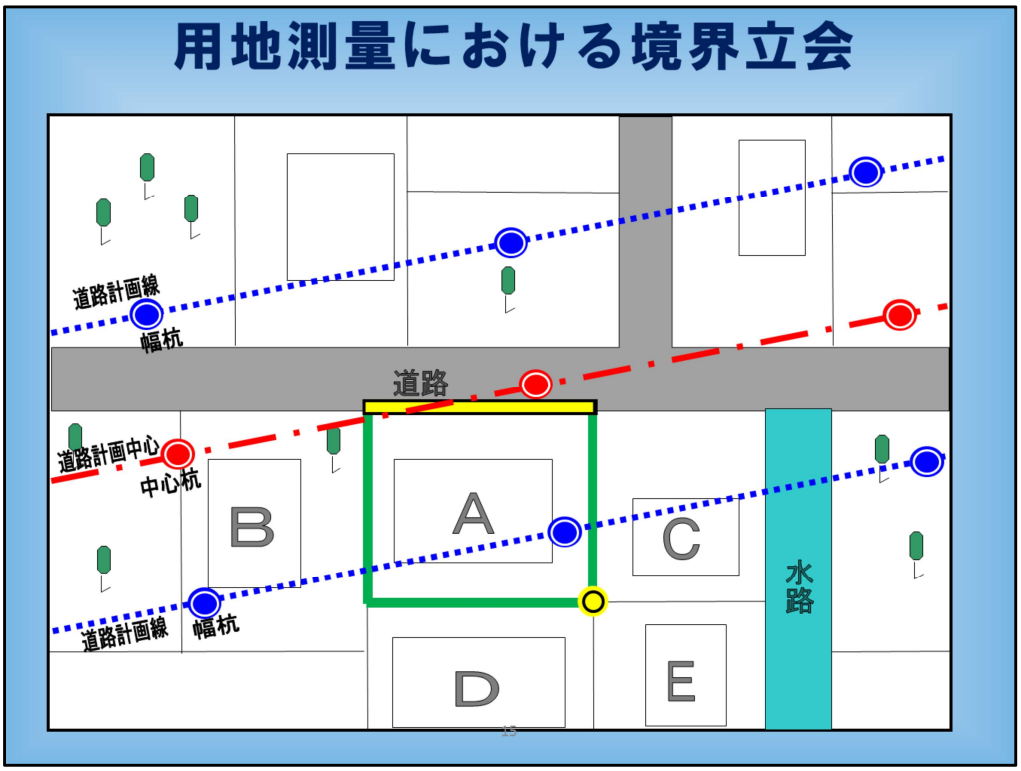


○用地測量において、土地所有者および隣接する土地所有者の皆様にお願いいたします**「境界立会」**について、上の図を用いて詳しくご説明いたします。

○計画道路に関係するＡさんの土地は、
　左側のＢさんとの境界（緑線）、
　右側のＣさんとの境界（緑線）、
　下側のＤさんとの境界（緑線）に加えて、
　**黄丸**（ ○ ）で接するＥさんとの境界についても確認が必要となります。

○Ｄさん、Ｅさんの土地は計画道路にかかりませんが、隣接の土地の所有者として立会が必要となりますので、ご協力をお願いいたします。

○また、Ａさんの土地は、**黄線**（▭）で示す道路との境界についても確認が必要となります。▼

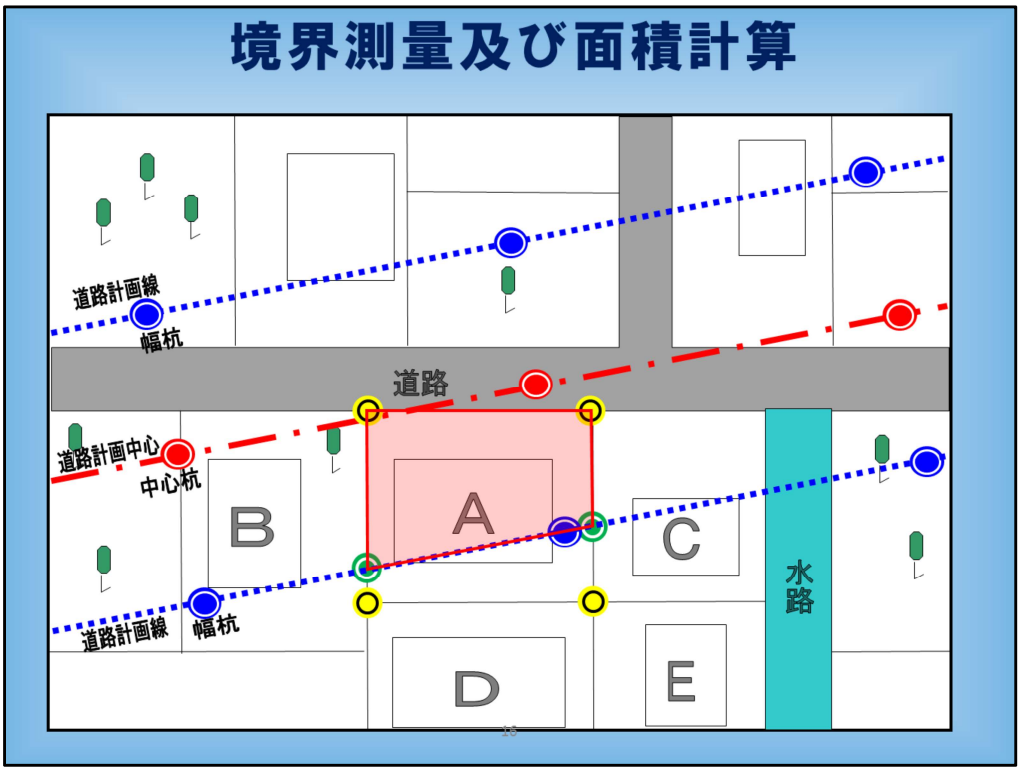


○次に、境界立会の後に行う**「境界測量」**についてご説明いたします。

○まず、皆様に確認していただいた境界点（黄丸 ○ ）の測量を実施します。
その後、土地の境界線と都市計画線が交わる箇所（**緑丸** ◉ ）と合わせて境界点（黄丸 ○ ）のうち標示物がない点に、境界標として鋲やプラスチック杭等を現地に設置します。

○皆様の土地に、都市計画線の位置が現地標示されることとなり、
**赤色**（　　）で着色した道路予定地の面積が確定いたします。

○この**赤色**（　　）で着色した道路予定地を東京都に譲っていただくことになります。

○以上が用地測量の作業の説明となります。▼

○一連の測量作業は、東京都が委託する測量会社が行います。

○作業員は、身分証明書を常に携帯しており、腕章を付けて作業します。

○**「現況測量」**を行う測量会社は、<u>十勝技術開発株式会社</u>です。 ▼

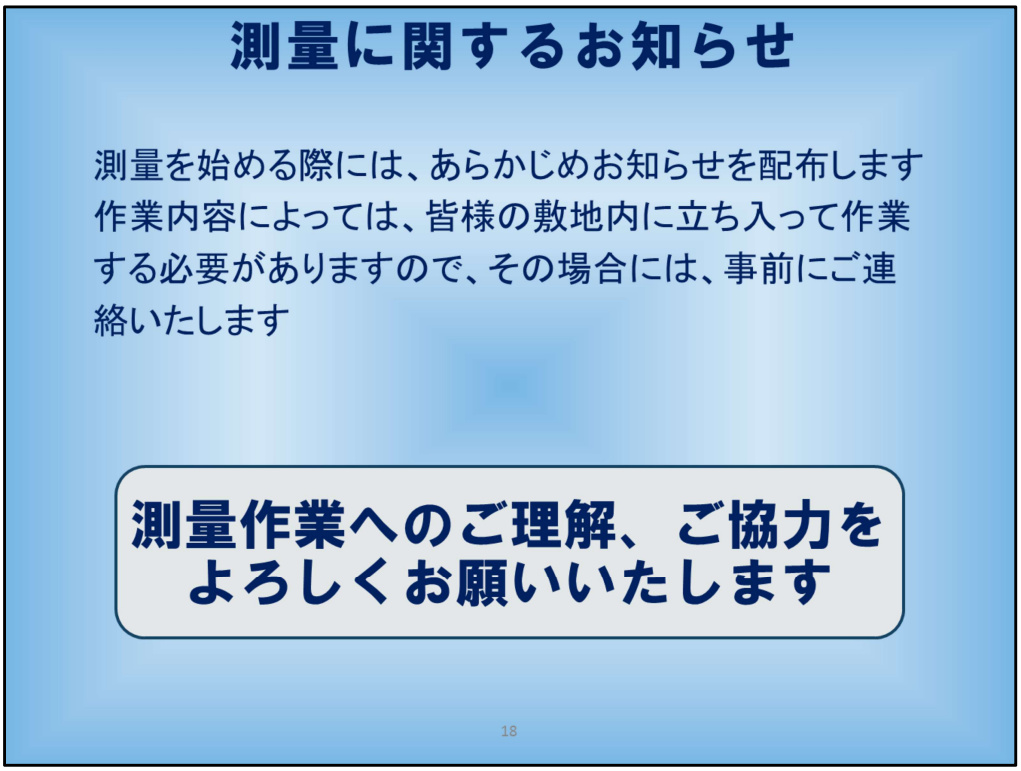


○測量作業を開始する際には、改めて「お知らせ」をお配りさせていただきます。

○現況測量が完了しますと、用地測量に移らせていただきますが、
現時点では、この用地測量を行う測量会社は決まっておりません。

○実施の際は、現況測量と同様、「お知らせ」を関係する皆様にお配りし
ますのでご確認願います。 ▼

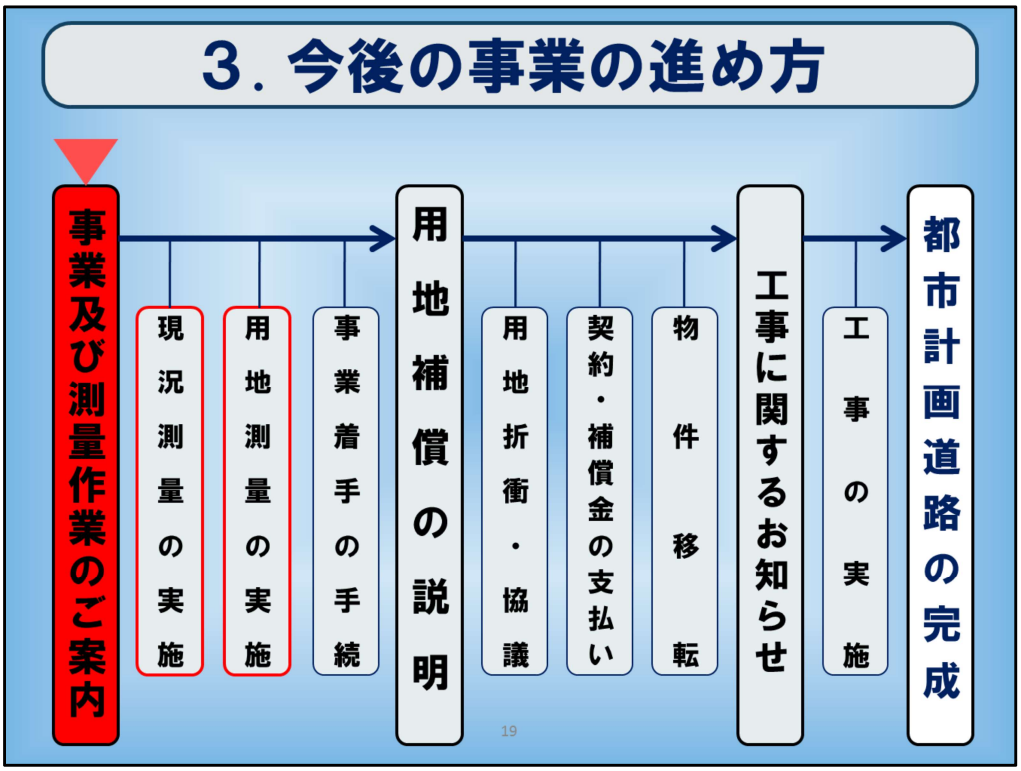


○最後に、今後の事業の進め方についてご説明します。

○今回の説明資料の配付は、上の図の一番左（赤色）にあたります。

○現況測量、用地測量の後、令和５年度を目途に事業認可を取得し、事業に着手する予定です。

○事業着手後、用地取得に関係する皆様を対象に、移転補償の考え方等をご説明し、以降、個別の協議に入らせていただきます。

○用地を取得させていただいた後に、チラシ配布等により、工事の内容を地域の皆様にご案内させていただき、工事に着手します。

○同封のパンフレット「東京のみちづくり」も併せてご確認下さい。
（https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/road/pamphlet/lib/index.html）▼